

熊本市立保育所の延長保育事業及び一時預かり事業利用者負担金徴収条例の一部改正について

熊本市立保育所の延長保育事業及び一時預かり事業利用者負担金徴収条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市立保育所の延長保育事業及び一時預かり事業利用者負担金徴収条例の一部を改正する条例

第1条 熊本市立保育所の延長保育事業及び一時預かり事業利用者負担金徴収条例（平成16年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条の2第7項」を「第6条の3第7項」に改める。

別表第1Aの項中「含む。）」の次に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯」を加え、同表備考を次のように改める。

備考

1 延長保育納入義務者の属する世帯が次の各号のいずれかに該当する世帯で、この表のB階層に属するときは、同表の規定にかかわらず、A階層にあるものとみなす。

(1) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のいない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子世帯

(2) 次に掲げる者を有する世帯

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) 生活保護法に定める要保護の状態にあると認められる世帯等で、当該世帯の申請に基づき、市長が認めたもの

2 延長保育事業を利用する時間を更に延長して利用した時間の負担金の額については、30分につき100円とする。ただし、延長保育納入義務者の属する世帯がこの表のA階層に属する場合（前項の規定によりA階層とみなされる場合を含む。）の負担金は、これを徴しない。

別表第2Aの項中「含む。）」の次に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯」を加え、同表備考第1項第1号中「母子及び寡婦福祉法」の次に「第6条第1項」を加え、「現に」を「現に」に改め、同項第2号ア中「に定める」を「の」に改め、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

第2条 熊本市立保育所の延長保育事業及び一時預かり事業利用者負担金徴収条例の一部を次のように改正する。

別表第1Aの項及び別表第2Aの項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。

(提出理由)

延長保育事業を更に延長して利用する場合における負担金の額を定める等のため、
所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。